

中国の留学生教育政策

——二一世紀における留学生受け入れ大国——

黒田千晴

はじめに

改革開放三十周年を迎えた二〇〇八年、中国は首都北京において念願のオリンピックを開催した。国家の威信をかけた北京オリンピック、開会式の荘厳かつ華麗な演出は、中国社会の「光」の部分を実際立たせ、大中国の存在感を存分に感じさせるものであった。世界的経済危機により、アメリカ、日本を始め諸外国が軒並みマイナス成長に陥ると予想されている二〇〇九年においても、中国のGDP成長率は八%を超えるとの見方が示されており、もう間もなく中国が日本を抜いて世界第二位の経済大国となると予想されている。



このような中国経済の躍進、国際社会における中国のプレゼンスの向上に伴い、国際高等教育の分野においても、中国の存在感が著しく向上している。中国教育部の最新の統計によると、中国は二〇〇九年、一九〇の国や地域から二万三万八千八百八十四人の外国人留学生を受け入れており、一九四九年の建国から現在に至る六〇年間に受け入れた留学生総数は、約一六九万人に上る。

留学交流の世界的動向をみると、アメリカが六二万三八〇五人（二〇〇七年）、イギリスが三八万九三三〇人（二〇〇七年）、ドイツが二四万六三六九人（二〇〇七年）、フランスが二六万五九六人（二〇〇七年）、オーストラリアが二九万四〇六〇人（二〇〇七年）、そして日本が一二万三八二九人（二〇〇八年）の留学生をそれぞれ受け入れ

ており、依然として先進諸国が留学生受け入れ国の上位に名を連ねている。しかし、中国は、受け入れ留学生数において、これら先進諸国に全く引けを取っておらず、留学交流においても、成長著しい経済と同じく、「大国中国」としての存在感を存分に発揮している。

さらに、建国六十周年に当たる二〇〇九年、中国教育部は、二〇二〇年までに、五〇万人の留学生を受け入れ、中国をアジア最大の留学生受け入れ国とするという目標を掲げた「留学中国計画」を発表した。折しも日本では、二〇〇八年一月、当時の福田首相の施政方針演説を受けて、二〇〇八年七月、文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の六省が連合で、「留学生三〇万人計画」骨子を発表、二〇〇九年には、国際化拠点整備事業（グローバル30）が開始され、二〇〇八年度に選定された一三の国立・私立大学を中心に、留学生受け入れ拡大に向けた基盤整備がなされている。しかし、二〇〇九年九月の民主党政権の発足による政策転換に伴い、二〇一〇年三月現在、本事業の新規募集は行われていない。また、「留学生三〇万人計画」の推進に伴う二〇〇九（平成二一）年度予算が、三九二億円であったのに対し、二〇一〇年二月現在、平成二二年度当該事業予算案は、三五五億円と、三七億円の減額となっており、留学生受け入れ拡大に向けた、環境整備も後退せざるを得ないのではないかと懸念される。

念される。

中国政府が日本の留学生三〇万人計画を意識したかどうかは定かではないが、三〇万人を遥かに上回る五〇万人の留学生を受け入れるという数値目標を掲げ、計画実現に向け、大規模な予算措置を講じ、戦略的な施策を打ち出している。

現在、日本では、民主党政権下において、東アジア共同体構想の実現に向け、日中韓の教育交流を拡大していく政策が出されているが、今後日本は、留学生受け入れ大国としての中国と、どのように競争・協働し、いかにして「Win-Win」の関係を築いていくのか、対中教育交流戦略を考察していく必要に迫られるであろう。

中国の留学生教育の諸相は、新中国成立から、大躍進政策期、文化大革命による留学交流の中断、一九七八年の改革開放政策の始動、一九九二年の社会主義市場経済体制への移行など、中国の社会・経済システムの変革、また、東西冷戦構造の崩壊による世界情勢の変化及びそれに伴う中国の外交政策の転換など、国内外の種々要因の影響を受け、あらゆる面において変容を遂げてきた。しかし、毛沢東時代から鄧小平時代、そして現在に至るまで、中国の留学生教育政策は、国家の発展に寄与すべき国策として明確に位置づけられており、各時代の外交政策や経済政策の一環として、戦略的な施策が講じられている。

中国の留学生教育政策に関する日本語の先行研究として、以下の研究が挙げられる。牧野 [1988] は、新中国成立から一九八〇年代末の中国の留学政策（派遣・受け入れ）について、その歴史の変遷を検証している。石川 [1993] は、新中国成立以来以降、文化大革命に至る一九四九年から一九六五年にかけて、社会主義政権下での人材育成として、留学政策がどのような役割を果たしたかを指摘し、中国共産党の既得権と派遣留学政策の関連を明らかにしている。留学生の受け入れについては、当時の新聞記事などを詳細に検証し、アフリカ人留学生の受け入れを巡るトラブルとその背景にある当時の留学生受け入れ体制の問題点を指摘している。

中国語の文献では、留学生教育政策について、社会的・経済的視座から論じ、さらに留学生の適応問題や文化摩擦について論じている黄新憲 [1995]、一九九〇年代までの中国における留学生教育の歴史の変遷を整理し、留学生教育の特質、並びに中国の留学生教育の教学面、管理面、留学生に対する道德教育の重要性について述べている金曉達 [1998]、中国の留学交流の歴史の変遷を派遣・受け入れの両側面から検証した于富増ほか [2001] などの研究がある。さらに、中国の大学において、留学生教育に従事する教職員によって書かれた中国語の論文集には、王相宝主編 [1995]、楊曾主編 [1998]、全国高校外国留学生教育管理

学会 [1999]、崔学楼ほか [2002]、中国高等教育学会外国留学生教育管理分会 [2007] などがある。

また、筆者は、中国の留学生教育政策に関する研究に従事しており、拙稿 [黒田 2003] では、新中国成立から、一九九〇年代前半にかけての中国の留学生受け入れ政策及び留学生教育の歴史の変遷を跡付け、中国の対外政策の転換と留学生受け入れ政策転換の関連性、及び高等教育改革の進展に伴う留学生教育制度の変容を検証した。引き続き、拙稿 [黒田 2005] では、一九九〇年代後半以降の中国政府の留学生受け入れ政策を検証し、中国の留学生教育は、一九八〇年代以降、中国語教育を留学生教育の柱と位置づけ、留学生を既存の教育システムに取り込み、中国人学生と同等に教育するのではなく、留学生向けの学歴教育システムを構築し、留学生を受け入れる新たな受け皿を提供することにより、留学生教育を拡大してきたという点を指摘した。その背景には、中国政府が留学生の流入が自国の高等教育システムや中国人学生にもたらすインパクトを最小限に抑えつつ、留学生教育の拡大を図ろうという意図が存在することを明らかにした。中国の留学生教育政策は、中国語と中国の優秀な文化を世界に伝え広げるための戦略的手段として位置づけられており、中国にとつての「国際化」は、中国を世界に広めるための「他動詞」としての「国際化」であると指摘した。

拙稿「黒田 2006」では、二〇〇四年二月に國務院によって決裁された「二〇〇三—二〇〇七 教育振興行動計画」の中で提示された「中国教育ブランド化戦略」を中心に、二一世紀初頭における中国の対外教育戦略について、留学生受け入れ政策及び対外漢語教育政策を中心に検討した。さらに、これら一連の研究をもとに、新中国設立から、二一世紀初頭における中国の留学生教育政策に関する研究を博士學位論文「黒田 2007」として発表している。

本稿では、上記先行研究での成果を踏まえ、中国において留学生の受け入れが急速に拡大した一九九〇年代の状況を概観した上で、「二〇〇三—二〇〇七 教育振興行動計画」、及び第十一次五年計画画期における中国政府の留学生教育政策の動向を検証し、建国六十周年という節目を迎えた中国の、対外教育戦略及び高等教育国際化の方向性を明らかにする一助としたい。

一 社会主義市場経済体制下での留学生教育の拡大

中華人民共和国（以下、中国）における留学生の受け入れは、建国直後の一九五〇年、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアの東欧社会主義諸国から、合計三三人の交換留学生を受け入れたことに

始まる。⁽⁸⁾その後、文化大革命の混乱による高等教育の崩壊、対外教育交流の中断を経て、一九七八年に始動した改革開放政策のもと、中国の留学生教育は、その規模・形態ともに大きな発展を遂げた。

特に、一九九〇年代以降は、成長著しい経済と足並みを揃えるかのように、私費留学生の受け入れを中心に留学生教育の規模を急速に拡大し、アジアにおける主要留学生受け入れ国として台頭した。

中国教育部の統計によると、改革開放政策が始まった一九七八年に中国の大学に在籍していた留学生数は、わずか一二三六人であった。それが改革開放三十周年を迎えた二〇〇八年には、約二二万三五〇〇人に上り、留学生数は、実に一八〇倍にも増加したのである。⁽⁹⁾

特に、留学生数が増加したのは、一九九〇年代以降である。一九七八年から一九八九年の一年間に中国政府が受け入れた留学生総数は四万二二一人、その内、中国政府奨学金留学生は一万三六九九人、私費留学生は二万六五二二人である。

これに対し、一九九〇年から二〇〇〇年の一〇年間に受け入れられた留学生総数は、約三十一万人にも上る。この約三十一万人の留学生の内訳は、中国政府奨学金留学生が一万八三六〇人であるのに対し、私費留学生は、実に二九万二〇〇〇人余りに達している。

表1 中国政府奨学金留学生数・私費留学生数の推移(1992-2009年)

統計年	奨学金留学生	私費留学生	合計	奨学金留学生の割合(%)
1992	4,000	10,000	14,000	28.6
1993	3,990	14,000	17,990	22.2
1994	4,000	22,000	26,000	15.4
1995	4,097	32,758	36,855	11.1
1996	4,307	36,904	41,211	10.5
1997	4,677	43,712	48,389	9.7
1998	5,088	43,084	48,172	10.6
1999	5,211	44,711	49,922	10.4
2000	5,362	46,788	52,150	10.3
2001	5,841	56,028	61,869	9.4
2002	6,074	79,755	85,829	7.1
2003	6,153	71,562	77,715	7.9
2004	6,715	104,129	110,844	6.1
2005	7,218	133,869	141,087	5.1
2006	8,484	154,211	162,695	5.2
2007	10,151	185,352	195,503	5.2
2008	13,516	209,983	223,499	6.0
2009	18,245	219,939	238,184	7.7

注：1) 1992-1994年に関しては、『中国教育年鑑』に記載されている概数を採用した。

2) 留学生数には、6か月以下の短期留学生数も含まれる。

出所：1992-2008年は『中国教育年鑑』各年度版、2009年については中国教育部ホームページの統計を参照し、筆者作成。

表1は、一九九二年から二〇〇九年にかけての、中国政府奨学金留学生と私費留学生数の推移、及び奨学金留学生の割合を提示したものである。一九九二年に二八・六%を占めていた中国政府奨学金留学生数の割合が徐々に下がり、その分私費留学生の割合が増加している。一九九〇年代の留学生の増加は、私費留学生が急増したことによるものであることがわかる。

また、表2は、中国政府奨学金留学生数、私費留学生数、留学生総数の前年比を表したものである。一九九三年から一九九五年にかけての私費留学生数の伸び率が特に目覚ましいことが確認できる。

(一) 私費留学生増加の背景^①

一九九〇年代以降、中国の留学生教育が急速に拡大した背景として、(1)世界情勢の変化(東西冷戦の終結、グローバル化の進展)、(2)計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行という中国の社会・経済システムの大転換、(3)高等教育改革による「規制緩和」と「市場原理」の導入、(4)専

表2 中国政府奨学金留学生数・私費留学生数の前年度比（1992-2009年）

統計年	中国政府奨学金留学生		私費留学生		合計	
	人数	前年比(%)	人数	前年比(%)	人数	前年比(%)
1992	4,000	n/a	10,000	n/a	14,000	n/a
1993	3,990	-0.3	14,000	40.0	17,990	28.5
1994	4,000	0.3	22,000	57.1	26,000	44.5
1995	4,097	2.4	32,758	48.9	36,855	41.8
1996	4,307	5.1	36,904	12.7	41,211	11.8
1997	4,677	8.6	43,712	18.4	48,389	17.4
1998	5,088	8.8	43,084	-1.4	48,172	-0.4
1999	5,211	2.4	44,711	3.8	49,922	3.6
2000	5,362	2.9	46,788	4.6	52,150	4.5
2001	5,841	8.9	56,028	19.7	61,869	18.6
2002	6,074	4.0	79,755	42.3	85,829	38.7
2003	6,153	1.3	71,562	-10.3	77,715	-9.5
2004	6,715	9.1	104,129	45.5	110,844	42.6
2005	7,218	7.5	133,869	28.6	141,087	27.3
2006	8,484	17.5	154,211	15.2	162,695	15.3
2007	10,151	19.6	185,352	20.2	195,503	20.2
2008	13,516	33.1	209,983	13.3	223,499	14.3
2009	18,245	35.0	219,939	4.7	238,184	6.6

注：表1に同じ。

出所：表1に同じ。

門教育から中国語教育を中心とした留学生教育の内容の変化、(5)中国の急速な経済成長・国際的プレゼンスの向上などの点が挙げられる。

一九九〇年代、留学生数が急速に増加したのは、中国だけではない。一九八九年十一月のペルリンの壁崩壊を機に、東西冷戦体制が終結、その後、経済・社会のグローバル化が急速に進展した。それに伴い、留学を含め国境を越えた人の移動が拡大し、世界における留学生数が急増した。

一方、中国では、一九八九年六月四日に発生した天安門事件を機に、派遣留学については厳しい引き締め政策が採られたが、留学生の受け入れについては、拡大の方針が貫かれた。一九九二年には、鄧小平による南巡講話を経て、社会主義市場経済体制への移行が公式に発表され、改革開放が加速していくこととなる。

社会主義市場経済体制への移行を機に、教育改革が断行され、高等教育システムも大きな変容を遂げることとなる。一九八〇年代以降、高等教育改革によって中国の高等教育システムは、大胆な規制緩和策が採られ、大学の自主運営権が段階に向上し、これまでの政府の一元管理による硬直した高等教育システムから、高等教育機関が、学生

の募集及び教育の主体となるシステムへと転換した。

一方で、競争原理に基づいた教育の「市場化」が断行され、各大学は、政府からの補助金に頼らず、自助努力により運営資金を獲得する必要に迫られた。当時、自己資金を獲得する有力な手段として着目されたのが、私費留学生の受け入れによる授業料収入の増加である。高等教育改革による教育の「市場化」の波を受けて、一九九〇年代以降、中国では、高等教育を「産業」としてみなす「教育産業論」に関する論考が次々に出されている。留学生教育についても、留学生教育を「輸出産業」として振興し、私費留学生の受け入れによる授業料収入を高等教育の主要な財源としているイギリスやオーストラリアの例を取り上げる論考や、留学生の受け入れが地域経済にどれほどの恩恵をもたらすか、具体的な数値を挙げて、「留学生産業」の振興を謳う論説が出されるなど、政府、大学、社会が一体となって、留学生を積極的に誘致する機運が高まっていく。

留学生教育に関しても大胆な改革が実施されている。まず、一九八九年に中国政府奨学金留学生を審査し入学許可を与える権利が、中央政府から各省、自治区、直轄市の教育主管部門に委譲された。さらに、一九九二年には、私費留学生を募集・審査し、受け入れる権利が各大学に与えられた。また、カリキュラムの作成や学籍・学生管理、賞罰関係の問題など、教育に関わる事項についても、大学が

全面的に決定権を持つようになり、これを機に、留学生教育の主体が、国家から大学へと完全に移行する。中国の留学生教育は、従来の外交政策の一手段としての国家主体のものから、大学主体の留学生教育へと、抜本的な転換を遂げることとなる。

また、改革開放以降、特に一九九〇年代より、中国の留学生教育の内容が、これまでの専門教育を重視したことから、中国語教育を中心としたものへと移行したことも、留学生教育の拡大をもたらした主要な要因として挙げられる。改革開放以前、中国における留学生の受け入れは、社会主義イデオロギーに基づいた外交政策の一環として行われており、中国は、社会主義国の「兄」として、社会主義友好国や独立を果たしたばかりのアフリカ諸国など、発展途上国から留学生を受け入れ、これらの国々との友好関係を強化し、人材育成に貢献するべく、授業料を免除、寮を提供し、奨学金生活費を支給、「全てを賄って」留学生教育を実施してきた。留学生教育の内容は、各国政府の要請に基づいた専門教育が中心であった。改革開放以前も、留学生に対する中国語教育は重視されていたが、あくまでも専門教育を受けるための中国語能力の育成が主たる目的であり、中国語教育は、専門教育に移行する前の予備教育という位置づけであった。しかし、改革開放政策が導入されて以降、西側諸国からの留学生の受け入れが徐々に拡大す

表3 留学生の出身国上位10か国の推移 (1997-2009年)

	国	人	前年比 (%)	国	人	前年比 (%)	国	人	前年比 (%)
	1997			1998			1999		
1	日本	15,166	n/a	日本	14,524	-4.2	日本	12,784	-12.0
2	韓国	13,310	n/a	韓国	10,008	-24.8	韓国	11,731	17.2
3	アメリカ	3,135	n/a	アメリカ	3,832	22.2	アメリカ	4,094	6.8
4	インドネシア	922	n/a	インドネシア	1,770	92.0	インドネシア	2,411	36.2
5	ドイツ	794	n/a	ドイツ	898	13.1	ドイツ	1,297	44.4
6	フランス	714	n/a	フランス	783	9.7	フランス	824	5.2
7	オーストラリア	701	n/a	ベトナム	686	n/a	オーストラリア	770	29.4
8	ロシア	577	n/a	ロシア	651	12.8	ロシア	609	-6.5
9	マレーシア	504	n/a	オーストラリア	595	-15.1	タイ	512	n/a
10	タイ	395	n/a	マレーシア	551	9.3	カナダ	508	n/a
	2000			2001			2002		
1	韓国	16,787	43.1	韓国	22,116	31.7	韓国	36,093	63.2
2	日本	13,806	8.0	日本	14,692	6.4	日本	16,084	9.5
3	アメリカ	4,280	4.5	アメリカ	5,413	26.5	アメリカ	7,359	36.0
4	インドネシア	1,947	-19.2	インドネシア	1,697	-12.8	インドネシア	2,583	52.2
5	ドイツ	1,270	-2.1	ドイツ	1,321	4.0	ベトナム	2,336	99.7
6	フランス	891	8.1	ベトナム	1,170	n/a	タイ	1,737	102.0
7	シンガポール	854	n/a	フランス	1,057	18.6	ロシア	1,492	41.3
8	ロシア	703	15.4	ロシア	1,056	50.2	フランス	1,341	26.9
9	オーストラリア	676	-12.2	オーストラリア	971	43.6	ドイツ	1,226	-7.2
10	タイ	667	30.3	タイ	860	28.9	イギリス	1,061	n/a
	2003			2004			2005		
1	韓国	35,353	-2.1	韓国	43,617	23.4	韓国	54,079	24.0
2	日本	12,765	-20.6	日本	19,059	49.3	日本	18,874	-1.0
3	アメリカ	3,693	-49.8	アメリカ	8,480	129.6	アメリカ	10,343	22.0
4	ベトナム	3,487	49.3	ベトナム	4,382	20.4	ベトナム	5,842	33.3
5	インドネシア	2,563	-0.8	インドネシア	3,750	31.7	インドネシア	4,616	23.1
6	タイ	1,554	-10.5	タイ	2,371	34.5	タイ	3,594	51.6
7	ドイツ	1,280	4.4	ロシア	2,288	48.7	ロシア	3,535	54.5
8	ロシア	1,224	-18.0	ドイツ	2,187	39.6	インド	3,295	n/a
9	ネパール	1,199	n/a	フランス	1,954	n/a	フランス	3,105	58.9
10	モンゴル	1,060	n/a	ネパール	1,495	15.1	ドイツ	2,736	25.1

るにつれて、これらの留学生のニーズに応じて、留学生に対する中国語教育が本格化していく。その結果、必然的に、留学生教育の中心が専門教育から中国語教育へと移行していくこととなる。

一九七二年、中国教育部が外国人留学生に対して、現代漢語専攻（現代中国語専攻）を開設することを許可したのである。各大学は、留学生に対して中国語教育を専門に行う部門、学科を創設・拡充し、中国語習得を目的とする漢語進修生（中国語研修生）の受け入れを拡大していく。また、一九九〇年代後期には、留学生に対する中国語教育に実績のある北京

表3 つづき

	国	人	前年比 (%)	国	人	前年比 (%)	国	人	前年比 (%)
2006			2007			2008			
1	韓国	57,504	6.3	韓国	64,481	12.1	韓国	66,806	3.5
2	日本	18,363	-2.7	日本	18,640	1.5	アメリカ	19,914	25.9
3	アメリカ	11,784	13.9	アメリカ	14,758	25.2	日本	16,733	-11.4
4	ベトナム	7,310	25.1	ベトナム	9,702	32.7	ベトナム	10,396	6.7
5	インドネシア	5,652	22.4	タイ	7,306	32.3	ロシア	8,939	18.8
6	インド	5,634	71.0	ロシア	7,261	44.2	タイ	8,476	13.8
7	タイ	5,522	53.6	インド	7,190	27.6	インド	8,145	11.7
8	ロシア	5,035	42.4	インドネシア	6,590	16.6	インドネシア	7,084	7.0
9	フランス	3,857	24.2	フランス	4,698	21.8	カザフスタン	5,666	n/a
10	パキスタン	3,308	20.9	パキスタン	4,450	34.5	パキスタン	5,199	14.4
2009									
1	韓国	64,232	-4.0						
2	アメリカ	18,650	-6.8						
3	日本	15,409	-8.6						
4	ベトナム	12,247	15.1						
5	タイ	11,379	25.5						
6	ロシア	10,596	15.6						
7	インド	8,468	3.8						
8	インドネシア	7,926	10.6						
9	カザフスタン	6,497	12.8						
10	パキスタン	5,738	9.4						

出所：1992-2008年は『中国教育年鑑』各年度版、2009年については中国教育部ホームページの統計を参照し、筆者作成。

語言大学、復旦大学、南開大学、北京大学、北京師範大学、中国人民大学、北京外国語大学など、二十数校が相次いで、「漢語本科」を開設している。「漢語本科」とは、本科（大学学部）レベルの中国語専攻で、外国人留学生のみで構成される学部正規教育課程である。「漢語本科」で学ぶ留学生は、基本的に四年間、留学生のみのクラスで教育を受け、所定の課程を修了した者には学士学位が授与される。留学生のみを対象とした学士課程プログラムは、諸外国ではあまり例をみない教育形態であり、中国の留学生教育制度における特質として挙げられる点である。このように、中国語教育の拡充や、「漢語本科」の開設が、留学生の新たな受け皿となり、私費留学生受け入れ拡大に繋がった。中国側の誘因だけでなく、中国経済の急成長に伴う中国の国際的なプレゼンスの高まりにより、留学生を送り出す側の諸外国においても、中国留学ブームが巻き起こり、中国留学に対する関心が急速に高まったことも、中国留学者数の増加をもたらした要因である。

表3は、一九九七年から二〇〇九年にかけての留学生出身国上位一〇か国の推移を表している。

る。一九九八年には、韓国からの留学生数が、前年比マイナス二四・八%と大幅に減少しているが、これはアジア通貨危機による韓国通貨ウォンの下落によるものである。一九九九年以降、韓国人留学生の増加は目覚ましく、二〇〇〇年に韓国が日本を抜き、トップに立っている。改革開放政策以降、日本が留学生出身国のトップを占めていたが、二〇〇〇年以後、二〇〇九年まで、一貫して韓国が留学生出身国の一位を占めている。

一九九八年、前年比九二%と留学生数が急増しているのは、インドネシアである。この背景には、インドネシアの国内情勢により、中国系住民に対する排斥が激化したことが考えられる。一九九八年当時、筆者は、北京語言大学に留学していたが、中国系インドネシア人留学生の増加は目覚ましいものがあった。

このように、一九九〇年代以降、諸外国において、中国との経済交流の進展や貿易の拡大により、中国語能力を備え、中国の文化や社会を理解する「中国通」の人材が求められるようになり、韓国や日本、アメリカを始め、インドネシア、ベトナム、タイなどの華人が多くいる東南アジア諸国などからの留学生が増加していく傾向がみられる。

(二) 留学生教育制度の整備・拡充

一九九〇年代には、留学生受け入れ規模の拡大だけな

く、高等教育改革の一環として、留学生教育制度の整備・拡充も図られている。

一九九三年二月に発表された教育改革の綱領的文書である「中国教育改革・発展要綱」では、高等教育の国際化に関する中国政府の政策方針が示されている。そこでは、中国の特色ある社会主義高等教育システムを創造するため、中国の教育の対外開放と国際交流を強化、また、中国の高等教育機関と海外の教育機関との交流や連携を重視し、共同で人材の育成や科学研究を推進し、中国語の対外教育をより一層推し進めていくべきであると記されている。

一九九五年には、建国以来の悲願であった「中華人民共和国教育法」が、実に一〇年にわたる準備期間を経て成立している。さらに、一九九六年には、中国教育部の下位組織で、法人格を持つ非営利機構、国家留学基金管理委員会が正式に発足した。国家留学基金管理委員会は、中国政府・教育部の方針のもと、中国人学生の公費派遣留学や外国人留学生を対象とした、中国政府奨学金の運営や管理を行う。国家留学基金管理委員会の設立により、留学に関する各種施策も、マクロな次元での政策は、中国政府・教育部が決定しつつも、実務的な業務については、国家留学基金管理委員会などのバッファ機関が行い、留学生の教育は、受け入れ主体となる大学が行うというシステムが定着することとなる。また一九九八年には、「中華人民共和國

高等教育法」が成立し、ここに中国の教育の根幹を成す、法体系が確立した。「高等教育法」において、大学が「法人格」を持つことが明記されたことを受け、高等教育における政府の役割が、直接管理から間接管理へ、ミクロ管理からマクロ管理へと変容を遂げていく。

留学生教育制度においては、一九八五年に、大学院レベルの留学生の受け入れが正式に開始されたのを受けて、大学院留学生及び本科生（大学学部生）の募集、育成、学歴証書や学位の取り扱いに関する法規が順次制定されている。

そして、二〇〇〇年一月には、教育部令第九号「高等教育機関における外国人留学生受け入れ管理規定」（以下、「管理規定」）が、教育部、外交部、公安部により制定された。この管理規定は、「中華人民共和国教育法」「中華人民共和国高等教育法」「中華人民共和国外国人出入国管理法」に基づいて制定されており、二〇一〇年現在においても、留学生の受け入れ管理に関する基幹法規として位置づけられている。

「管理規定」は、九章五〇条から構成されており、管理体制、外国人留学生の類別、募集・採用、奨学金制度、教育学管理、校内管理、社会管理、出入国管理と居留手続きなど、留学生の受け入れ及び教育管理に関する項目を網羅している。

「管理規定」において、中国の高等教育機関で受け入れられる外国人留学生は、表4に表した通り、学位取得を目指す学歴教育（正規教育）と非学歴教育（非正規教育）とに分けられている。非学歴教育における「普通進修生」には、中国語研修クラスで中国語を学習する語学研修生が含まれており、「漢語進修生」（中国語研修生）、「語言生」（言語生）の呼称で区分されることもある。

なお、二〇〇〇年一月の「管理規定」の制定を受けて、二〇〇〇年三月、教育部弁公庁は、各省、自治区、直轄市教育委員会、教育庁、及び高等教育機関に向けて「高等教育機関における外国人留学生受け入れ管理規定」の執行に関する通知^⑧を發布している。

同通知において、「留学生業務は、重要で現実的な意義のある業務であると同時に、深遠な戦略的意義のある業務である」と

表4 中国における留学身分

	留学身分	日本における相当身分
学歴教育	本科生	大学学部生
	碩士研究生	大学院修士課程生
	博士研究生	大学院博士課程生
	専科生	短期大学生
非学歴教育	普通進修生	学部研究生（聴講生）
	高級進修生	大学院研究生（聴講生）
	短期生	短期留学生
	研究者	研究者

出所：筆者作成。

り、外国人留學生の教育を展開することを通して、関係国のために有用な専門人材を育成するだけでなく、世界各国の人民の我が国に対する理解と友好を深めると同時に、我が国の国際交流の水準を高め、我が国の教育の国際的な影響力を強め、我が国の教育事業の改革と発展を推進することを目指す」と、留學生教育の意義を説いている。

また、「国家は高等教育機関が、外国人留學生教育を積極的に展開するための環境を整えることを支持する」とした上で、「管理規定」を遵守し、法に依拠した管理を行うことを求めている。さらに、各省、自治区、直轄市の教育行政部門に対し、「管理規定」における要求の通り、当該地区において、高等教育機関の外国人留學生受け入れ資格の審査方法を制定し、各地区の教育行政部門、外事部門及び公安部門が合同で、高等教育機関の外国人留學生受け入れ資格の審査にあたり、日常的な調整、管理業務を行うことと定めている。審査の結果、「管理規定」の要求水準に符合しない高等教育機関、或いは、深刻な違反行為がみられる高等教育機関には、期限を定めて改善要求を行い、改善されない場合は、留學生受け入れ資格を剥奪するとしている。このように、教育部は、各大学が諸外国の大学との教育交流を推進し、留學生教育を拡大することを奨励すると同時に、留學生教育の主体である大学の評価体制を構築するべく、施策を講じている。

二 「二〇〇三—二〇〇七」教育振興行動

計画」期における留學生教育政策

一九九〇年代、中国の留學生数は順調に増加したが、一九九七年七月にタイのバーツ急落に端を発したアジア通貨危機により、留學を中断し帰国を余儀なくされる留學生が出るなどの影響がみられた。しかし、アジア通貨危機による影響はそれほど長期間続かず、一九九〇年代後半以降、留學生数は順調に増加していく(表1、表2参照)。

二〇〇一年一二月、中国は念願のWTO加盟を果たし、これを機に、より一層、教育の対外開放を推進し、国際教育交流を振興する政策が採られることとなる。例えば、二〇〇三年二月には、トランスナショナル教育に関する条例、「中外合作弁学条例」が制定されている。「中外合作弁学条例」において、「中外合作弁学」とは、「国家の教育主権を保持しながら、中国の大学が外国の教育機関と協力し、中国国内で教育を実施する教育形態である」と定義されている。中国では、WTO加盟後、これらの法令を制定し、WTOの協定に則った新たな教育形態への対応を着々と進めている。

二〇〇三年には、新型肺炎SARS流行による影響で、私費留學生数が、前年比マイナス10%と一時激減する

が、二〇〇四年には前年比四五・五%と驚異的に増加しており、(表1、表2参照)。中国留学の人気の高さを裏付けている。

SARSの影響が払拭された二〇〇四年三月、今後五年間の国家の教育方針を定めた綱領的文書、「二〇〇三—二〇〇七 教育振興行動計画」(以下、「教育振興行動計画」)が公表された。この「教育振興行動計画」では、第一一条「教育の対外開放をより一層拡大する」において、(1)諸外国との国際教育交流を強化する。諸外国との学歴学位の相互認証、中外合作弁学を推進し、海外の優れた教育資源を取り入れる、(2)留学制度を改革し、派遣・受け入れの両面においてハイレベルな学生・研究者交流を拡大する、(3)対外中国語教育を大いに推進し、国際教育市場を積極的に開拓する、という三つの重点施策が示されている。

さらに、外国人留学生の教育については、第一一条、三八項において、「中国教育ブランド化戦略を実施する」との戦略が明記され、「拡大規模・提高層次・保証質量・規範管理」(留学生教育の規模を拡大し、より高いレベルの教育——学歴教育——を受ける留学生を増加させ、教育の質を保証し、管理を規範化する)という原則に基づき、積極的に留学生受け入れの条件を作り出し、留学生受け入れの規模を拡大する。更なる中国政府奨学金管理制度改革を行い、留学生の教学及び生活管理制度の改善を行う」とい

う方針が示されている。

この「教育振興行動計画」を受けて、教育部は、二〇〇七年までに、一二人の留学生を受け入れるという数値目標を掲げ、目標実現のための計画、「全国来華留学業務五年計画」を制定している。計画の具体的な内容は、中国政府奨学金制度の拡充及び地方政府、大学の奨学金創設の奨励、留学生向けの特色のある教育プログラムの開設、留学生を対象とした医療保険制度の確立、留学生教育の評価制度の整備、留学生業務担当職員のための研修制度拡充などである。

中央政府の奨学金制度の拡充政策を受けて、北京市、上海市が、相次いで外国人留学生を対象とした地方政府奨学金制度を創設している。また、雲南省政府は、二〇〇四年九月より、雲南省政府奨学金の支給を開始した。雲南省と地理的に近く、経済的な結びつきの強い、ベトナム、タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどからの留学生を支給対象としたもので、これらの国から毎年六〇〇人の留学生を受け入れるとしている。また、北京大学、北京師範大学などでは、成績優秀者に奨学金を提供する大学独自の奨学金制度を設けている。

これら、中国側の奨学金制度の拡充だけでなく、中国政府は、各国政府との連携を深め、外国政府奨学金留学生の受け入れも拡大している。例えば、二〇〇四年には、シン

ガポール政府奨学金留学生、及びタイ政府奨学金留学生各一〇〇名を学士課程・修士課程に受け入れている。また、ベトナム政府奨学金留学生、パキスタン政府奨学金留学生を、博士課程、修士課程、学士課程で受け入れており、二〇〇四年に受け入れられたパキスタン政府奨学金留学生は一〇九人に上る。中国政府奨学金留学生を中国科学院の研究生院博士課程（大学院博士課程）で受け入れるなど、高いレベルの教育を受ける留学生数を増加させるとの教育部の方針に従った施策が採られている。

さらに、教育部は、海外における中国留学の広報・宣伝活動及び留学生のリクルートにも本格的に乗り出してきている。二〇〇四年には、中国教育部、国家留学基金管理委員会、教育部留学サービスセンター、中国教育国際交流協会などが、各大学とともに、韓国、日本、インドネシア、タイ、カザフスタン、キルギス、アメリカ、ベトナム、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、エジプト、南アフリカ、カナダなどの国において、中国教育展を開催している。カザフスタン、キルギスは、中央アジアの資源国として、中国の外交上、極めて重要な国であり、中国の戦略的意図がみられる。

このように、二〇〇四年には、中国の受け入れ留学生数は、前年比四二・六％増の一一万八四四人に上り、受け入れ留学生数一〇万人の大台を超えている。そして、翌二〇

〇五年には、二〇〇七年までに一二万人の留学生を受け入れるという数値目標を早くも達成し、前年比二七・三％増の二四万二〇八七人の留学生を受け入れている。

その後、中国は、二〇〇六年に、前年比一五・三％増の一六万二六九五入、二〇〇七年には、前年比二〇・二％増の一九万五五〇三人の留学生を受け入れている。また、中国政府奨学金の支給を拡大するという中国政府の政策方針を受け、二〇〇六年には、前年比一七・五％増の八四八四人、二〇〇七年には、前年比一九・六％増の一万一五一人の中国政府奨学金留学生を受け入れている。

一九九〇年代、留学生教育の主体が、国家から大学へと完全に移行したことに伴い、留学生教育政策は、国家の外交政策、政治戦略の手段という色合いを薄め、各大学が主体的に私費留学生の受け入れを拡大し、国や社会が一体となり、「留学生産業」の振興を図るといふ様相を見せていた。しかし、二〇〇四年に策定された「教育振興行動計画」において、「中国教育ブランド化戦略」が打ち出され、従来通り、各大学の自主的な国際交流活動や留学生受け入れ拡大のための取り組みを支持しつつも、中国政府奨学金制度の拡充を図り、中国にとって国益上、重要な国々から留学生を学歴教育（正規課程）で受け入れる施策を講じるなど、中国政府がイニシアティブを採り、国家の戦略として留学生教育政策を推進する様相を呈している。

三 改革開放三十周年を迎えた中国の留学生教育の現況

以上みてきたように、中国政府は「二〇〇三—二〇〇七教育振興行動計画」において、「中国教育ブランド化戦略」を掲げ、奨学金制度を拡充するとともに、留学生教育の質保証に向けた取り組みを講じてきた。また、諸外国の政府との関係を強化し、外国政府奨学金を積極的に学歴教育（正規課程）で受け入れるなど、戦略的な施策を実施している。

留学生出身国上位一〇か国の推移を表した表3をみると、二〇〇六年以降、パキスタンが第一〇位にランクしており、二〇〇八年、二〇〇九年には、カザフスタンがそれぞれ第九位にランクしているのがわかる。パキスタンは、軍事上、またカザフスタンは、石油や天然資源の確保という観点から、中国の国家戦略上、極めて重要な国々であり、これらの国々から、留学生を大量に受け入れ、今後の関係強化を図ろうとする中国政府の明確な戦略が現れている。

また、アメリカからの留学生数の増加も目覚ましいものがある（表3参照）。特に、SARSの流行が終息した二〇〇四年には、前年比二二・九・六％という驚異的な増加率

を見せており、その後も、二〇〇五年から二〇〇八年にかけての留学生数も、平均二〇％を超える増加率となっている。二〇〇八年には、アメリカ人留学生数が、韓国人留学生数に次いで多くなっており、ついに日本人留学生数を抜いて、第二位にランクしている。二〇〇九年には、金融危機の影響で、留学生数が減少してはいるものの、中国は、アジアにおけるアメリカ人学生の最も人気のある留学先となっており、今後、この傾向は維持されるものと予想される。

改革開放三十周年を迎えた二〇〇八年には、「教育振興行動計画」の策定を受け実施されてきた「全国来華留學業務五年計画」の成果を表すかのように、留学生数が二〇万人の万台を遥かに超え、二二万三四九九人に上っている。特に、中国政府奨学金留学生は、前年比三三・一％と、高い増加率を見せている。

また、二〇〇八年六月には、教育部と財務部が合同で、「外国人留学生の奨学金生活費の標準を調整することに関する通知」を公布し、奨学金生活費の支給額をそれぞれ六〇〇人民元、二〇〇八年一月に遡って引き上げるとしている。同通知において、教育部は、「ここ数年、我が国の経済は、安定して急速に発展しており、改革開放は大きな進展を遂げている。我が国の国際的地位及び影響力の著しい向上に伴い、外国人留学生を引き付ける力も益々大きく

なっている。中国に來る留学生数は、絶え間なく増加しており、中外友好の重要な懸け橋となる中国を理解し中国の文化を熱愛する大量の若い人材を育成してきた」と、これまでの留学生教育の成果を回顧している。また、「経済の持続的な発展に伴い、我が国で学ぶ留学生のうち、中国政府奨学金留学生の規模は継続的に増加している。我が国政府の留学生に対する関心を体现するため、留学生の生活上の需要や近年の物価の急騰などの要因を考慮し、研究を経て、国家財政の許す条件下において、中国政府奨学金生活費の標準を見直すこととした」と今回の奨学金生活費支給額増加の背景を説明している。

中国政府奨学金留学生は、入学登録費、学費、実験費、実習費が免除されるほか、大学から無料で宿舍が提供され、中国政府奨学金留学生総合医療保険の保証が受けられる。これ以外に、奨学金生活費が支給される。二〇〇八年六月の改訂により、本科生（学部生）及び漢語進修生（語学研修生）には、月額一四〇〇元、碩士研究生（大学院修士課程生）及び普通進修生（学部研究生）には、月額一七〇〇元、博士研究生（大学院博士課程生）及び高級進修生（大学院研究生）には、月額二〇〇〇元、それぞれ支給されることとなった。

二〇〇九年三月、教育部は、二〇〇八年、中国政府が留学生教育に五億元を投資したと発表している。⁽²⁸⁾

このように、中国政府は、「全国來華留學業務五年計画」に従い、留学生教育の更なる発展に向け、奨学金制度を拡充するなど、各種の施策を講じている。中国政府は、留学生教育の政策方針として、「拡大規模・提高層次・保証質量・規範管理」を掲げているが、その政策方針の一つである、「提高層次」が実現されつつある。

表5は、二〇〇〇年、二〇〇四年、二〇〇八年における、留学生の在学段階別内訳を比較したものである。二〇〇〇年、學歷教育を受ける留学生の割合は二六・三%であったのが、二〇〇四年には三一・八%、二〇〇八年には三五・八%と着実に上がっている。

また、留学生の専攻分野についてみると、中国語専攻以外の専攻分野でも、留学生の受け入れが進んでいることが見て取れる。

表6は、二〇〇〇年、二〇〇四年、二〇〇八年における留学生の専攻分野別内訳を表している。二〇〇〇年の専攻分野別内訳をみると、中国語専攻が七一・四%と圧倒的な割合を占めているが、二〇〇八年には、中国語専攻を含む文科の専攻者は六四・一%となっている。

専攻者の増加が目覚ましいのは、西洋医学の分野である。昨今、中国では、留学生向けに英語で教育を行う医学部が増加しており、西洋医学専攻者の増加に繋がったと思われる。

表5 在学段階別留学生数の推移（2001年・2004年・2008年）

		2000		2004		2008			
留学身分		人数	%	人数	%	人数	%		
学歴教育	専科生	228	0.4	593	0.4	65,724	29.4		
	本科生	10,224	19.6	37,147	26.3				
	碩士研究生	2,192	4.2	4,807	3.4			10,373	4.6
	博士研究生	1,059	2.0	2,304	1.6			3,908	1.7
	計	13,703	26.3	44,851	31.8	80,005	35.8		
非学歴教育	普通進修生	21,342	40.9	57,913	41.0	83,779	37.5		
	高等進修生	626	1.2	948	0.7	1,218	0.5		
	短期生	16,479	31.6	37,375	26.5	58,497	26.2		
	計	38,447	73.7	96,236	68.2	143,494	64.2		
留学生数合計		52,150		141,087		223,499			

出所：『中国教育年鑑』各年度版を参照し、筆者作成。

表6 専攻分野の推移（2000年・2004年・2008年）

		2001		2004			2008		
分野	専攻	人数	%	専攻	人数	%	専攻	人数	%
人文 社会学系	中国語	44,149	71.4	文科 ¹⁾	83,266	75.1	文科 ²⁾	143,344	64.1
	経済			経済	4,525	4.1	経済	11,335	5.1
	管理	3,978	6.4	管理	2,838	2.6	管理	10,728	4.8
	法学			法学	2,438	2.2	法学	4,688	2.1
	その他 文科系 専攻	5,623	9.1	教育	992	0.9	教育	3,395	1.5
				歴史	742	0.7	歴史	968	0.4
理工系	工学	1,888	3.1	工学	3,519	3.2	工学	9,128	4.1
	理学	494	0.8	理学	555	0.5	理学	9,978	4.5
	農学	225	0.4	農学	298	0.3	農学	699	0.3
医学系	中医学	3,886	6.3	中医学	6,283	5.7	中医学	9,418	4.2
	西洋医学	1,626	2.6	西洋医学	4,688	4.2	西洋医学	19,233	8.6
	合計	61,869		合計	110,844		合計	223,499	

原注：1) 内、中国語専攻75,270人、芸術系専攻1,291人を含む。

2) 内、中国語専攻124,574人、芸術系専攻2,835人、その他文科系専攻5,935人を含む。

出所：『中国教育年鑑』各年度版を参照し、筆者作成。

また、二〇〇四年と二〇〇八年の統計を比較してみると、経済、管理を専攻するものが、若干ではあるが、増加傾向にあるのがわかる。近年、多くの大学では、中国語と英語、或いは英語のみで授業が行われる大学院レベルの教育プログラムが多数開設されている。

例えば、北京語言大学国際商学院の金融学、会計、国際経済及び貿易などの専攻では、二言語（中国語・英語）の碩士課程（大学院修士課程）のプログラムが開設されており、八〇％以上、英語の教材、或いは二言語（中国語・英語）の教材が使用されている。

清華大学においては、全て英語で授業が行われる碩士課程のプログラムが一〇プログラム開設されており、欧米の留学生が多数在籍している。例えば、生産工学（インダストリアル・エンジニアリング）の碩士課程では、ドイツのアーヘン工科大学との共同修士育成プログラムにより、毎年同校からの留学生が在籍している。また、環境管理学の碩士課程では、アメリカの名門大学であるスタンフォード大学の卒業生が応募してきたと報道されている。

また、英語を教授言語とするプログラムについてみると、昨今は、現代中国研究に関連する専攻においても、英語でのプログラムが開設されている。例えば、人民大学では、英語による現代中国研究の碩士課程プログラムが開設されている。清華大学国際関係学院の中国事情に関する英

語での碩士課程プログラムでは、二〇人の定員に対して、七〇人の学生が応募したと報道されている。また、教育部と商務部が北京大学及び清華大学でそれぞれクラスずつ、英語による公共管理の研修班を開設しており、アフリカ諸国の政府部門、大学及び企業の中間管理職以上の人員が、毎年六〇人近く応募しているとのことである。

このように、留学生を対象とした、英語によるプログラムが拡大されていく中で、教育の質を保証する仕組みをいかに整備するかが、新たな課題として挙げられている。留学生向けの英語による臨床医学の教育については、人の生命に関わる専門であるため、教育の質の問題が特に取り沙汰されている。

教育部は、二〇〇七年に、英語での医学教育の質保証に関する規定、「留学生医学本科教育（英語による教授）の質と量をコントロールする標準暫定規定」³⁰を制定している。本規定において、学生の養成基準、カリキュラム計画、教授と監督、学生の募集と審査、教育機関の基本的条件について定めている。そして、英語による医学教育を行う大学に対し、教育部は審査・評価を行い、審査・評価に合格した機関のリストを公表している。教育部の審査・評価に合格した機関のみ、当該年度、留学生を募集することができる。

また、二〇〇九年三月、中国政府は、中国政府奨学金生

であり、中国語を教育言語として本科教育（学部教育）を受ける留学生に予備教育を受けることを義務付ける通知、「中国政府奨学金本科留学生に対し予備教育を行うことに関する通知」を制定している。なお、中国語を教育言語として中等教育を終えている学生や、入学要件を満たすHSK（漢語水平考試）、中国語能力試験）の成績を取得している学生は、予備教育を免除される。予備教育の目標は、学生の中国語に対する認知能力及び運用能力を養うことで、関連の専門分野に関する知識や異文化コミュニケーション能力を高めることなどとしている。

学習期限は、一年から二年であるが、中国語の基礎能力がある学生については、学習期間が調整される。予備教育のカリキュラムは、言語、文化、専門知識及び言語実践となっており、予備教育の第一年度の学習時間は、一一二〇時間、第二年度は、九六〇時間を下回らないことと規定されている。予備教育期間のパフォーマンスが、奨学金審査及び修了証発行の主要な根拠となることから、教育部は予備教育を行う大学に対し、学生の管理を徹底するよう要求している。また、今後、主要なカリキュラムの科目について、全国統一の試験を行うとしている。この試験は、主要なカリキュラムの成績評価及び、中国語能力の試験と専門の基礎知識に関する試験で構成される。予備教育の結果を以って、中国政府奨学金の年度審査とし、予備教育修了証

を以って大学本科への転入を認め、再び入学試験を課すとはないと規定されている。

このように、改革開放三十周年を迎えた中国の留学生教育の状況は、「全国来華留學業務五年計画」で行われた奨学金制度改革や留学生教育の質保証に関する取り組みなどにより、留学生教育制度の整備を行いつつ、同時に受け入れ留学生の規模を拡大していくという様相がみられる。また、「教育振興行動計画」一期においては、これまでの各大学を中心とした、私費留学生の受け入れ拡大だけでなく、中国政府は、各大学の自主的な国際教育交流活動を支持しつつも、中国政府奨学金留学生の受け入れを急速に拡大し、中国の国益上、極めて重要な国々から政府主導で留学生を受け入れるなど、戦略的な留学生教育政策が展開されている。次節では、建国六十周年を迎えた中国政府の留学生教育政策の方針を検証していきたい。

四 // 留学中国計画

留学生受け入れ五〇万人計画

二〇〇九年七月二三日、長春において開催された中国高等教育学会外国留学生教育管理分会成立二十周年記念式典において、中国教育部の郝平副部长が、「思想を開放し、イノベーションを開拓し、留学生業務の科学的発展を推進

する」という講話を発表している。郝平副部長は、この講話の中で、建国から現在に至る留学生教育政策の変遷を回顧し、中国の留学生教育における課題を提示、さらに、諸外国の留学生教育の現状と中国の現状を比較した上で、二〇二〇年までに、五〇万人の留学生を受け入れ、中国をアジア最大の留学生受け入れ国とするという目標を掲げた「留学中国計画」に言及している。

「留学中国計画」における中国政府の新たな留学生教育政策の方針を挙げ、計画実現に向けた課題と解決のための施策を提示している。本節では、郝平副部長の講話を中心に、二〇二〇年に向けた今後一〇年間の中国政府の留学生教育政策の動向を検証する。

郝平副部長は、講話の中で、中国の留学生教育の課題として、(1)留学生教育の質の問題、(2)広報・宣伝媒体が未熟、(3)各大学・各学部の専門、専攻の特色が不鮮明、(4)英語による教育が不十分、(5)政策・制度が現状に追い付かず、「政策盲区」が出現している、等の点を挙げている。

さらに、OECD加盟諸国との比較において、中国では、碩士課程（修士課程）、博士課程などで正規教育を受ける留学生は限られており、二〇〇八年、中国において碩士課程、博士課程に在籍する留学生数は、一万人程度に留まっていると指摘している。

また、OECD加盟諸国では、二〇〇六年の平均で、高

等教育の在校生数に占める留学生の割合が九・六%であるのに対し、中国では約一%程度に過ぎないと述べている。改革開放開始後、三〇年間の間に、中国の留学生数は、一八〇倍にも拡大したが、それと同時に、中国では、一九八〇年代に高等教育機関数が増加し、一九九〇年代には、留学生数が急増、高等教育の規模が著しく拡大している。留学生数の増加は目覚ましいものがあるが、高等教育の在籍者数は、それを上回る勢いで増加しており、高等教育機関の総在籍者数に占める留学生の割合は、非常に低い水準に留まっている。

加えて、金融危機が留学生教育の発展にもたらした影響についても言及している。実際、金融危機の影響により、二〇〇九年は、留学生数の増加率が、過去五年間で最低の水準となっている。表2で見取れるように、SARSの影響が払拭された二〇〇四年には、前年比四二・六%増と驚異的な増加率となり、二〇〇五年は前年比二七・三%増、二〇〇六年には一五・三%増、二〇〇七年には二〇・二%増、二〇〇八年は一四・三%増と高い水準を保ってきたが、二〇〇九年は、前年比六・六%増と一桁台に落ち込んでいる。金融危機の影響を受けて、特に短期の語学研修班が相次いで中止されるなど、大きな影響が出たと報告されている。

しかし、金融危機の影響により、世界各国は軒並みマイ

ナス成長を強いられる中、中国は、金融危機の影響がそれほど深刻ではない。中国経済は順調に成長軌道に乗っており、中国政府は、世界同時不況下における中国の経済情勢を、外国人留学生を中国留学に呼び込む好機として捉えている。郝平副部長は、講話の中で、「我が国の国際競争力及びソフトパワーを醸成するまたない好機であり、中央政府及び関係の部門は、留学生教育を通して各国の友好人士を育成することによる影響をより一層重視する」と述べている。また、「我が国の国際社会における地位の向上に伴い、外国人の我が国を理解したいという需要も益々強まっている。中国留学を「知中人材」を育成するルートとして積極的に活用し、中国留学の潜在的な価値を知らしめ、中国留学の吸引力を益々大きなものとする」と、積極姿勢を堅持している。

さらに、郝平教育部副部長は、発言の中で、劉延東國務委員の留学生教育政策に関する以下の発言を引用している。劉延東國務委員は、「留学生の派遣・受け入れ規模を拡大することは、我々がイノベーション（創新）国家を建設することに不可欠であるばかりでなく、中国と他国との関係を強化し、中国友好人士を育成することに重要な意義がある」と留学交流の国家戦略上の意義を強調した上で、「留学生教育の今後の発展構想、“一二三四”、一つの方針（二個方針）、二つの大局（兩個大局）、三つの要（三個関

鍵）、四つの体系（四個体系）を掲げている。

（一） 一つの方針

一つの方針とは、すなわち、「拡大規模・提高層次・保証質量・規範管理」を指す。留学生教育の規模を拡大し、留学生のレベルを引き上げるには、各方面において、システマティックなプロジェクトを行うことが必要であるとしている。また、規模の拡大と、レベルの向上を同時に実現するためには、留学生の養成における質の保証が肝要であり、法に依拠した業務遂行と、規範的な管理を徹底することの必要性を説いている。

（二） 二つの大局

二つの大局とは、胡錦濤主席の発言にある「国内国際の二つの大局を統一的に考える」によるもので、国内、国際を指す。留学生教育における「国内」については、近年、中央、教育部、地方政府及び高等教育機関のリーダーが、留学生教育を非常に重視し、様々な措置を講じ、留学生教育の発展を促し、国内の良好な環境を作り出したと評価している。さらに、地方政府奨学金について言及し、北京市は四五〇〇万元、上海市が二五〇〇万元、遼寧省及び浙江省が五〇〇万元を毎年それぞれ拠出していると言及している。

その上で、現在、制定に向けて研究がなされている「国家中長期教育改革と発展計画綱要」において示されている国家発展の方針のもと、国際協力を強化し、教育の対外開放の水準をより一層高め、全方位にあらゆるレベルで広域にわたる教育交流と教育協力を展開し、我が国の教育の国際化の水準を高め、世界の先進的な教育理念と教育経験を取り入れ、我が国の教育改革と発展を推進する。そのため、「留学中国計画」を実施することが必要であり、二〇二〇年までに五〇万人の留学生を受け入れるという目標を掲げている。

また、同時に、アメリカのポール・サイモン上院議員が提出した毎年一〇万人のアメリカ人学生を海外に派遣するという法案に言及し、国際留学市場の変化、及び世界情勢や諸外国の新たな留学政策や留学交流の世界的潮流を適切に捉え、留学生教育の発展拡大に繋げていかなければならないと述べている。

(三) 三つの要

三つの要は、「認識を高め、思想を開放する」「イノベーションを大胆に行い、ブランドを作り出す」「人を以つて本と成し、隊伍を建設する」というスローガンであり、留学生教育は、我が国が大国として、影響力を発揮し、中国文化を伝播し、国際友好交流の懸け橋となる重要なルート

であるとしている。さらに、留学生教育の規模の拡大と同時に、教育の質を高めることが極めて重要であると指摘している。また、留学生教育において、自ら「ブランド」を作り出すことが重要であるとし、そのために留学生教育に従事する幹部を対象とした研修を充実させ、人を以つて本とするという理念を持ち、留学生教育に従事し、新たな価値を創造できる幹部を育成する必要性を説いている。

(四) 四つのシステム

四つのシステムとは、留学生をリクルートする広報宣伝のシステム、奨学金のシステム、留学生教育の専門課程のシステム及び留学生教育の質の評価システムを指す。これら四つのシステムを拡充し、優秀な留学生の獲得に乗り出さなければならぬと述べている。

また、奨学金については、中央政府の中国政府奨学金を主としつつも、地方政府、大学や企業からの奨学金を充実させ、多元的で手厚い奨学金制度をつくり、奨学金制度をさらに拡充するとしている。また、二〇二〇年までに、中国政府奨学金生を毎年五万人にまで増加させる計画を打ち出している。中国政府奨学金の新規支給は、碩士課程（修士課程）や博士課程など、高いレベルの教育を受ける学生に重点を置くという方針が出されている。

さらに、中国の留学生教育の国際競争力を高めること

が、当面の最も重要な課題であるとしており、英語を教授言語とする学士、碩士学位（修士学位）の専門課程を開設し、中国高等教育のブランドを創り出すことが重要であるとしている。

教育の質の評価システムについては、留学生教育の質を監視し、評価するシステムを構築するとしており、評価の内容は、教学条件、管理・サービスの水準、そして教育と教学の質と教育効果の三項目にわたる。

おわりに

二〇一〇年二月二八日に発表された「国家中長期教育改革と発展計画概要（公開意見請求稿）」における体制改革の項目において、留学生教育に関する以下のような記述がある。「さらに外国人留學生の規模を拡大する。中国政府奨学金の数量を増加させ、重点的に発展途上の學生を支援し、中国留學生人材構成の向上を図る。（學歷教育を受ける學生に対する）予備教育を実施し、外國語による授業を提供する大学・学科・専攻を増加させ、留學生教育の質を絶え間なく向上させる」。また、「対策を保證する（保證措置）」の項目においても、「留學中国計画を実施し、留學生教育の規模を拡大する」と明記されている。このように、「留學中国計画」は、国家の中長期發展戰略の中に、明確

に位置づけられており、中国政府は、留學生教育政策が國家の發展に不可欠であると認識しており、國を挙げて、留學生受け入れ拡大に取り組む姿勢を表している。

中国では、「留學中国計画」の発動後、二〇二〇年までに、五〇万人の留學生を受け入れ、アジア最大の留學先國となるという壮大な目標のもと、中央政府、地方政府、大学のそれぞれが、留學生獲得に向けて積極的な姿勢を示しており、留學生教育の質の保證に努めつつ、留學生教育の拡充に取り組んでいる。

中国の留學生教育政策は、一九九〇年代、私費留學生の受け入れ拡大を主とする、經濟戰略としての政策が優先されたが、二一世紀に入り、中国の經濟力、国力、國際社会での存在感が著しく高まる中で、中国政府が再び強い指導力を發揮し、國家の人材強國戰略の一環として、極めて戰略的な留學生教育政策を推進していることがわかる。

留學生教育の内容については、一九九〇年代は、中国語教育に比重が置かれたが、二〇〇〇年以降は、中国の大学と外國の大学との連携プログラムが開設され、中国語と英語を主とした外國語の二言語を学習する語学教育中心のプログラムが出現した。しかし、昨今では、語学教育だけでなく、医学、經濟、管理などの専門教育をさらに充実させる方針が出されている。特に、英語を教授言語とする教育プログラムの推進は、高等教育の質の向上、中国の國際化

の進展に繋がることの認識に基づき、広く奨励されている。一方で、英語を教授言語とするプログラムの教育の質保証に関する問題が取り沙汰されており、教育の質を向上させるための評価システムを構築するなど、質保証の枠組みづくりが展開されている。

中国は、著しい経済力を背景に、留学生教育にも積極的投資し、「中国留学ブランド化戦略」のスローガンのもと、これまで以上に、優秀な留学生の獲得に乗り出しているであろう。隣国の大国、中国のこのような動きを受けて、日本政府や日本の大学は、国際高等教育市場において、中国との激しい競争に晒されることになると予想される。これまでの留学生供給国としての中国としてだけでなく、受け入れ大国中国と、いかに「競争」し、また「協働」していくのか、今後も中国政府の留学生教育政策及び主要大学の国際教育交流の実態を正確に把握し、対応を考えていく必要があると思われる。

注

- 〈1〉「人民網日本語版」二〇〇九年一月五日「世銀予測——中国二〇〇九年GDP成長率は八・四パーセント」
<http://j.peopledaily.com.cn/94476/6804775.html> (二〇一〇年二月二〇日ダウンロード)。

〈2〉「留学生」の定義は、語学研修生や職業訓練生、また移民の子女を「留学生」に含むか否かなど、それぞれの国によって異なる。現在、中華人民共和国における「留学生」の定義は、二〇〇〇年一月三十一日、教育部・外交部・公安部によって発布された「高等教育機関における外国人留学生受け入れ管理規定」の第一章、第二条において、「外国人留学生と称するものは外国の旅券を所持し、我が国の高等教育機関（全日制高等学歴普通高等教育機関）に登録し、学歴教育或いは非学歴教育を受ける外国公民である」と定義されている。また、中国では、各時期に制定されていた留学身分により「留学生」に含まれる範囲が異なるが、本稿における「留学生」の定義は、各時期において、中国政府が定めた「留学生」の定義に従い、「留学生教育」の定義については、各時期において「留学生」として定義された者に対して行われる教育と解釈する。また、中国政府が公表している留学生数には、香港・マカオ特別行政区、及び台湾の高等教育機関に在籍している留学生数は含まれていない。本稿における留学生数は、中国教育部の統計区分に準ずることとする。中華人民共和国教育部「高等学校接受外国留学生管理規定」中華人民共和国教育部令第九号 <http://www.moe.edu.cn/cdoas/website18/level3.jsp?tablename=1263260667176395&infoid=1263276158830444> (二〇一〇年一月九日ダウンロード)。

〈3〉中華人民共和国教育部「二〇〇九年全国来華留學生突破二三萬」
<http://www.moe.edu.cn/cdoas/website18/level3.jsp?>

tablename=2038&infoid=1269244278510339 (二〇一〇年三月二四日ダウンロード)。

〈4〉平成二一年度文部科学省高等教育局学生・留学生課『我が国の留学生制度の概要』。

〈5〉中華人民共和国教育部「解放思想、開拓創新、推動來華留學工作科學發展」郝平教育部副部長在中國高教學會外國留學生教育管理分會成立二十周年慶典大會暨二〇〇九年年會上的講話(二〇〇九年七月二三日・長春) <http://www.moe.edu.cn/edocs/website18/level3.jsp?tablename=1304&infoid=1263274597051429> (二〇一〇年二月二五日ダウンロード)。「擴大國際學生流動規模、豐富教育國際合作內涵」生建學教育部國際合作與交流司副司長在「二〇〇九中國國際教育展覽第十屆中國教育國際論壇」上的講話(二〇〇九年一〇月一八日・北京) <http://www.chinaeducationexpo.com/chinese/forum/session5.pdf> (二〇一〇年二月一八日ダウンロード)。

〈6〉「留學生三十萬人計畫」骨子 <http://www.kantei.go.jp/jp/ryoukanpress/rirei/2008/07/29/kosi.pdf> (二〇一〇年二月八日ダウンロード)。

〈7〉平成二一年度第二回國立大學法人留學生相談指導研究協議會配布資料による。

〈8〉李滔主編「2000:286-288」。

〈9〉中國青年報・中青在線「三〇年間來華留學人數增長一七〇倍」二〇〇九年一〇月一九日 http://yqb.cycl.com/content/2009-10/19/content_2891911.htm (二〇一〇年二月

一三日ダウンロード)。

〈10〉中華人民共和國教育部「解放思想、開拓創新、推動來華留學工作科學發展」郝平教育部副部長在中國高教學會外國留學生教育管理分會成立二十周年慶典大會暨二〇〇九年年會上的講話(二〇〇九年七月二三日・長春) <http://www.moe.edu.cn/edocs/website18/level3.jsp?tablename=1304&infoid=1263274597051429> (二〇一〇年二月二五日ダウンロード)。

〈11〉一九九〇年代以降、中國の留學生教育の擴大をもたらした要因については、黒田 [2003: 43-46]、黒田 [2006: 3-5] において詳しく分析している。

〈12〉吳怡興 [2000]、張鉄明 [2003] などが教育産業論について論旨を展開している。

〈13〉蔣洪瑞 [1999]、蔣在文 [1999]、蔣國華・孫誠 [1999]、王健 [2002]、尤少忠 [2003] などが、私費留學生受け入れによってもたらされる経済効果について言及している。

また、例えば、二〇〇三年一月一九日付の「新華日報」では、「北京市だけでも、昨年の留學生教育の収入は九億人民元を超える」と報道しており、「北京の留學生教育は、北京の教育産業の發展をもたらすだけでなく、北京のサービスマ業、不動産業、觀光業にも經濟効果を与えている。現在、留學生が集中している地域の2LDKのアパートの賃料は、他の地域に比べて高くなっており、多くの人が留學生が集中している地域に不動産投資をしている」と、留學生教育がもたらす經濟効果を指摘している。「外國留學

生帯来大産業』『新華日報』二〇〇三年一月九日。

〈14〉黒田 [2005: 20]。

〈15〉「漢語本科」など、留学生のみを対象とした教育プログラムの現状や問題点については、黒田 [2005: 28-29]、黒田 [2006: 6-7]、黒田 [2007: 134-139] を詳しく検証している。

〈16〉大塚 [2004: 20]。

〈17〉一九八〇年代後半から一九九〇年代にかけての留学生教育制度の整備については、黒田 [2003: 42]、黒田 [2007] を参照。

〈18〉中華人民共和国教育部「高等学校接受外国留学生管理规定」中華人民共和国教育部令第九号 <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=1263260667176395&infoId=1263276158830444> (二〇一〇年一月九日ダウンロード)。

〈19〉国家留学網「教育部關於執行《高等学校接受外国留学生管理規定》有關問題的通知」<http://www.csc.edu.cn/latinu/a/1f55fe7024f4edab99a426b021b03a5.shtml> (二〇一〇年一月九日ダウンロード)。

〈20〉SARSの影響で、「二〇〇三—二〇〇七」教育振興行動計画」の公表が遅れたため、実際の期間は四年間となっている。また、「教育振興行動計画」に書かれた施策には、すでに実行中の施策も含まれている。

〈21〉中華人民共和国教育部「國務院批轉教育部二〇〇三—二〇〇七」教育振興行動計劃的通知」<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/17/info34017.htm> (二〇〇九年一月二四日ダウンロード)。

cn/edoas/website18/17/info34017.htm (二〇〇九年一月二四日ダウンロード)。

〈22〉新華網「教育部目標——二〇〇七年留學生在華人數達一二萬」二〇〇五年一月四日 http://news.xinhuanet.com/edu/2005-01/14/content_2458157.htm (二〇〇六年一月三十一日ダウンロード)。

〈23〉『中国教育年鑑二〇〇五』四六五頁。

〈24〉中国教育和科研計算機網「雲南省政府獎學金接受周辺国家留學生簡章」<http://www.ed.cn/article/20060221/3174188.shtml>

〈25〉上記記述は、『中国教育年鑑二〇〇五』四六五頁による。

〈26〉Institute of International Education の統計によると、二〇〇八年のアメリカ人留學生の留學先として、中国は、イギリス、イタリア、スペイン、フランスに次いで第五位にランクしている。一方、日本は第一一位となっている。
<http://opendoors.iienetwork.org/?p=131592> (二〇一〇年三月三〇日ダウンロード)。

〈27〉中華人民共和国教育部「教育部財務部關於調整外國留學生獎學金生活費標準的通知」<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/50/info1263276718599450.htm> (二〇一〇年三月九日ダウンロード)。

〈28〉中華人民共和国教育部「教育部：去年中央財政對來華留學生投入五億」二〇〇九年三月二五日 (人民網三月二十五日付記事より転載) <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/>

level3.jsp?tablename=1236646894826308&infoid=1238031091085205 (二〇〇九年三月三十一日ダウンロード)。

〔29〕上記記述は、北京青年報北青網「来華留學生毎年増加一八%」二〇一〇年二月八日にある。http://bjyouth.yinet.com/article.jsp?oid=63877497 (二〇一〇年三月二〇日ダウンロード)。

〔30〕同右。

〔31〕中華人民共和國教育部「来華留學生醫學本科教育(英語授課)質量控制標準暫定規定」http://www.moe.edu.cn/edaoas/website/8/level3.jsp?tablename=1263260667176395&infoid=1263276850671451 (二〇〇九年一月一〇日ダウンロード)。

〔32〕中華人民共和國教育部「教育部關於對中國政府獎學金本科來華留學生開展預科教育的通知」http://www.moe.edu.cn/edaoas/website/18/level3.jsp?tablename=1262831114691256&infoid=1262843863602267 (二〇一〇年二月一四日ダウンロード)。

〔33〕中華人民共和國教育部「解放思想、開拓創新、推動來華留學生工作科學發展」郝平教育部副部長在中國高教學會外國留學生教育管理分會成立二十周年慶典大會暨二〇〇九年年會上的講話 (二〇〇九年七月二三日・長春) http://www.moe.edu.cn/edaoas/website/18/level3.jsp?tablename=1304&infoid=1263274597051429 (二〇一〇年二月二五日ダウンロード)。

参考文献

〔日本語〕

石川啓二 1993 「中国の留学政策の変遷——社会主義政権

下の人材育成の一形態」『調査研究報告』四〇巻、学習院大学東洋文化研究所。

大塚豊 2004 「中国——大衆化の実現と知の拠点形成——馬

越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部。

黒田千晴 2003 「中国の留學生受け入れ政策の展開」『国際

文化学』第九号、神戸大学国際文化学会。

黒田千晴 2005 「中国の戦略的留學生受け入れ政策」『国際

文化学』第一三三号、神戸大学国際文化学会。

黒田千晴 2006 「グローバル化時代における中国の対外教

育戦略」『留學生教育』第一一号、留學生教育学会。

黒田千晴 2007 「中国の留學生教育政策に関する研究」神

戸大学大学院総合人間科学研究科博士学位論文。

牧野篤 1988 「中国の留学政策——その歴史と現状」『留學生教育に関する調査研究——昭和六十二年度国立大学「教育方法等改善経費」調査報告書』。

〔中国語〕

常乃軍 2000 「教育産業——一個新的經濟增長点」『精華大學教育研究』。

崔学楼主編 2002 『回顧与展望——上海高校來華留學生教育与研究』上海教育出版社。

- 黃新憲 1995 『中國留學生教育問題』湖南教育出版社。
- 蔣國華·孫誠 1999 『來華留學生教育——一個尚待重視和開發的產業』『面向二十一世紀的來華留學教育』一九九九年全國高校來華留學工作學術研討會論文集』新星出版社。
- 蔣洪瑞 1999 『經濟一體化趨勢與來華留學生市場的可持續發展』『面向二十一世紀的來華留學教育』一九九九年全國高校來華留學工作學術研討會論文集』新星出版社。
- 蔣在文 1999 『知識經濟與來華留學生工作』『面向二十一世紀的來華留學教育——一九九九年全國高校來華留學工作學術研討會論文集』新星出版社。
- 金曉達 1998 『外國留學生教育學概論』華語教育出版社。
- 李滔主編 2000 『中華留學教育史錄——一九四九年以後』高等教育出版社。
- 楊曾主編 1998 『廣東高等學校來華留學生工作十年 一九九〇—一九九九』廣東高等教育出版社。
- 尤少忠 2003 『試論國際教育交流與合作在經濟發展中的作用』『中國高教研究』二〇〇三年第一期。
- 于富增·江波·朱小玉 2001 『教育國際交流與合作史』海南出版社。
- 王健 2002 『經濟全球化與留學生教育發展』『回顧與展望——上海高校來華留學生教育與研究』上海教育出版社。
- 王相寶主編 1995 『外國留學生教育管理研究——對外教育學術叢書』江蘇文芸出版社。
- 吳怡興 2000 『教育產業論』人民教育出版社。
- 張鐵民 2003 『教育產業論』第三版、廣東高等教育出版社。

- 中國高等教育學會外國留學生教育管理分會 2007 『中國高等教育學會外國留學生教育管理分會二〇〇六年年會論文集』北京語言大學出版社。
- 全國高校外國留學生教育管理學會編 1999 『面向二十一世紀的來華留學教育——一九九九年全國高校來華留學工作學術研討會論文集』新星出版社。
- 『中國教育年鑑』各年度版、人民教育出版社。